

高等教育機関の災害時情報共有・危機対応について

(プラットフォームにおける地域リスクマネジメント体制に関する申合せ)

第1 目的

このガイドラインは、おおいた地域構想推進プラットフォーム（以下「本プラットフォーム」という。）に参画する高等教育機関（以下「参画大学等」という。）が、自然災害等の発生時においても学生の安全確保及び教育活動の早期回復を図ることができるよう、大分県（以下「県」という。）と参画大学等との間で既に行われている被災状況等の情報共有の仕組みを、本プラットフォームの仕組みとして位置付け、平常時からの体制整備及び発生時の対応の基本的な流れを定めることを目的とする。

第2 対象とするリスク

本ガイドラインが当面の対象とするリスクは、次のとおりとする。

- ・ 大地震、台風、集中豪雨その他これらに類する自然災害（以下「災害等」という。）

なお、事件・事故及び大学等の経営破たん等その他のリスクへの対応については、各参画大学等が個別に定める危機管理規程等によるものとし、本プラットフォームとしての対応範囲の拡大については、第7に定める点検の中で継続的に検討する。

第3 推進体制

（1）情報統括窓口

大分県総務部学事・私学振興課（以下「学事・私学振興課」という。）を、本プラットフォームにおける災害時情報の集約及び県からの情報提供の統括窓口とする。

（2）参画大学等の窓口

参画大学等は、あらかじめ総務担当部署等の中から災害時の連絡窓口（以下「大学等窓口」という。）を1か所定め、別紙1「連絡先一覧」により学事・私学振興課に届け出るものとする。届出内容に変更が生じた場合は、速やかに更新する。

（3）位置付け

この体制は、本プラットフォームの取組として事業推進本部会議の承認をもって正式に位置付けるものとし、「地域のリスクマネジメント体制の構築」に係る取組として整理する。

第4 平常時の備え

- ・ 学事・私学振興課は、大学等窓口一覧を年度当初（4月）に更新・確認する。
- ・ 参画大学等は、大学等窓口の担当者及び連絡先（電話・メール等、複数系統が望ましい）を常に最新の状態に保つ。
- ・ 参画大学等は、それぞれの災害対応マニュアル・BCP等との整合を必要に応じて確認する（新たな計画策定は求めない）。

第5 発生時の対応

（1）発動の目安

次のいずれかに該当する場合、本ガイドラインに基づく情報共有を開始する。

- ・ 大分県内で震度5強以上の地震を観測したとき
- ・ 大分県内に大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮の各特別警報又は津波警報（大津波）が発表されたとき
- ・ 大分県内に大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮の警報が発表され、かつ、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- ・ 九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報（レベル5）が発表された時
- ・ 由布岳に係る噴火警報が発表され、かつ大規模な災害が発生、又はそのおそれがあるとき
- ・ その他、学事・私学振興課が特に必要と認めるとき

（2）対応の流れ

- ① 情報収集：学事・私学振興課は、各大学等窓口に対し、施設等の被害状況、休講措置等の対応状況、学生等の安否確認状況について、一括して照会する。
- ② 情報報告：大学等窓口は、把握できた範囲の内容を、可能な限り速やかに（初報は概況で可）学事・私学振興課に報告する。
- ③ 情報提供：学事・私学振興課は、県が保有する被害情報、交通・ライフライン情報、支援制度等の情報を、必要に応じて参画大学等に提供する。
- ④ 集約・共有：学事・私学振興課は、集約した情報を整理し、必要に応じて本プラットフォーム協働事務局及び関係機関に共有する。

第6 記録の保存及び活用

学事・私学振興課は、対応の概要（発生事象、照会・報告の時期、主な対応内容）を簡潔に記録し、次条の年次点検の基礎資料とする。個人情報を含む詳細な安否情報等は、各大学等の管理の下、適切に取り扱うものとし、本記録には概況のみを整理する。

別紙 2 年次点検報告様式（年次報告書への添付用）

対象年度	令和 年度
発動の有無	有 ・ 無
発生事象・対応概要	
窓口一覧の更新状況	更新済・更新なし（変更なし）
課題・改善の方向性	